

令和6年12月3日
北海道開発局

指名停止措置を行いました

～安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故～

北海道開発局は、勝栄興業株式会社が安全管理措置の不適切により工事関係者事故を発生させたことから、指名停止2週間の措置を行いました。

(「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第1第7号に該当)

勝栄興業株式会社は、帯広開発建設部発注の「十勝川維持工事の内 札内川外堤防維持工事」において、ハンドガイド(乗用草刈機)での除草中、堤防法面から堤内排水方向にバックで方向転換したところ、運転手がバランスを崩し堤内排水底面へ転落、ハンドガイドの下敷きになり死亡する事故を発生させたため、指名停止を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
勝栄興業株式会社	帯広市大通南27-7-1

2. 指名停止措置期間：令和6年12月3日～令和6年12月16日(2週間)

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第1第7号

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 当局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話(代表) 011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 中本 敦浩(内線5490)

事業振興部 工事管理課 課長補佐 鈴木 千成(内線5482)

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 森 千栄(内線5499)



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>